

○水戸市水道事業給水条例施行規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の構造（第3条—第11条）

第3章 給水装置の工事，工事費等（第12条—第27条）

第4章 給水，料金の納期限等（第28条—第36条）

第4章の2 簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等（第36条の2）

第5章 指定工事業者（第37条—第40条）

第6章 雑則（第41条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は，水戸市水道事業給水条例（昭和36年水戸市条例第16号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき，条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（平14水道部規程2）

第2章 給水装置の構造

（平14水道部規程2・改称）

（給水装置の構成等）

第3条 給水装置は，給水管並びにこれに直結する分水栓，止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

2 給水装置には，止水栓きょう，量水器きょうその他の付属用具を備えなければならない。

（給水管の口径）

第4条 給水管の口径は，当該給水装置の用途，所要水量及び同時使用率を考慮してその大きさを決めなければならない。

（給水管の埋設深度）

第5条 給水管布設の埋設深度（土かぶり）は，次の表を標準とする。ただし，公益的私道は，公道とみなす。

地目種別	口径	深度
公道		1.20メートル以上
宅地	50ミリメートルまで	0.50メートル以上
	50ミリメートルを超えるもの	1.00メートル以上
田畑		0.70メートル以上

(受水槽の設置等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、受水槽を設けなければならない。

- (1) 6階建以上の建築物等へ給水するとき。
- (2) 災害、事故等の場合においても水の確保が必要な建築物等へ給水するとき。
- (3) 水圧の変動にかかわらず、常に一定の量の水の供給が必要な建築物等へ給水するとき。
- (4) ボイラーその他逆圧のおそれのあるものへ給水するとき。
- (5) 一時に多量の水を使用するものへ給水するとき。
- (6) 直結によって汚染のおそれのあるものへ給水するとき。

2 給水管にポンプを直結させてはならない。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の設置者又は当該装置に係る管理を行わせるため設置者が置く管理責任者が負うものとする。

4 受水槽以下の装置を設置しようとする者は、工事着手前に当該装置の設計図等を管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 受水槽以下の装置の設置基準については、管理者が別に定める。

(平14水道部規程2・平14水道部規程7・平26水道部規程1・平31水道部規程31・一部改正)

(遮断弁の設置)

第7条 給水管を2階以上若しくは地階に配管するとき、又は配管系統が多岐にわたり、維持管理上必要があると認めるときは、遮断弁を設けなければならない。

(平25水道部規程4・一部改正)

(給水管の防護)

第8条 給水管を開渠^{きよ}を横断して配管するときは、原則としてその下に配管することとし、他の方法によるときは、容易に損傷しないように措置しなければならない。

2 給水管を軌道下その他振動又は衝撃のおそれのある箇所に配管するときは、防護措置をしなければならない。

3 給水管を凍結のおそれのある箇所に配管するときは、防寒措置をしなければならない。

4 給水管を酸、アルカリ等又は電気によって浸されるおそれのある箇所に配管するときは、防食の措置をし、又は防食性の給水管材を使用しなければならない。

5 給水管を前各項のほか悪影響を受けやすい箇所に配管するときは、必要に応じて有効な防護措置をしなければならない。

第9条から第11条まで 削除

(平12水道部規程2)

第3章 給水装置の工事、工事費等

(設計変更等の届出)

第12条 給水装置の新設、改造又は撤去のための工事（以下「給水装置工事」という。）の承認を受けた者は、その承認を取り消し、設計を変更し、又は給水装置工事を取りやめようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

（第三者の異議等）

第13条 管理者が工事を施行する給水装置の位置又は工事については、利害関係人その他の者から異議があっても、市はその責めを負わない。

2 条例第7条第3項の規定により提出すべき同意書がない場合で、これに代わる証明のあるときは、当該証明をもって同意書に代えることができる。

（支分引用者への通知）

第14条 支分引用のある給水管の所有者は、当該給水装置を改造又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。

（工費表）

第15条 管理者は、管理者が施行する給水装置工事について工事費算出の基礎となる工費表を備えなければならない。

（工事費の納期限）

第16条 条例第9条第1項本文の規定による工事費概算額の納期限は、その概算額を通知した日から1カ月とする。

2 条例第9条第1項ただし書の規定によって工事を施行したときの工事費又は同条第2項の規定により精算して生じた不足額は、通知の日から10日以内に納入しなければならない。

3 工事費の概算額が第1項に規定する期限内に納入されないときは、当該給水装置工事の申込みは、取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（工事費の分納）

第17条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、10カ月以内に分納できる。

2 前項の規定によって工事費を分納しようとする者は、あらかじめ、市内に居住する保証人1名を付して管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

3 工事費分納の承認を受けた者は、直ちに工事費の5分の1以上を分納の第1回分として納入し、その残額を次の月から毎月均等に分けて納入しなければならない。

4 工事費分納に係る給水装置工事は、第1回分納金が納入された後に施行するものとする。

5 工事費の分納が完結する前に工事費の概算額が精算されて過不足を生じたときは、第3項の規定にかかわらず、その後の分納金を増減することができる。

（所有権の留保）

第18条 管理者が工事を施行した給水装置の所有権は、当該工事に係る工事費が完納になるまでは市に留保し、その管理は、工事申込者の責任とする。

（給水装置の新設等の代理申込み）

第19条 条例第5条第2項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が代理をして給水装置工事の申込みをするときは、当該工事の設計書を添付しなければならない。

（平12水道部規程2・全改）

（工程表の提出）

第20条 指定工事事業者は、条例第5条第1項の規定による承認を受けたときは、あらかじめ管理者に工程表を提出しなければならない。

（平10水道部規程1・平12水道部規程2・一部改正）

（工事完成届）

第21条 指定工事事業者は、工事完成検査を受けようとするときは、使用材料を記入した図面を添えて管理者に届け出なければならない。

（平10水道部規程1・平26水道部規程1・一部改正）

（工事検査）

第22条 給水装置工事の工事完成検査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- (1) 給水管の管種、口径及び延長並びに量水器の位置等について、工事完成届との照合
- (2) 分岐箇所、接続箇所等の施行技術
- (3) 給水管の埋設の深さ
- (4) 構造及び材質の確認
- (5) 水圧試験
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

2 指定工事事業者は、工事完成検査の結果、管理者から手直しを要求されたときは、指示された期間内にこれを行い、改めて工事完成検査を受けなければならない。

3 管理者が必要があると認めるときは、工事完成検査のほか、随時中間検査を行うことができる。この場合において、検査は、前2項の規定に準じて行うものとする。

（平10水道部規程1・平26水道部規程1・一部改正）

第23条 削除

（平10水道部規程1）

（修繕工事の届出）

第24条 指定工事事業者は、給水装置の修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）をいう。以下同じ。）を除く。）をしたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。ただし、使用水量に影響のないものについては、毎月末日に、その月分をまとめて届け出ることができる。

(平10水道部規程 1・平12水道部規程 5・一部改正)

第25条 削除

(平12水道部規程 2)

(給水装置以外の補修)

第26条 管理者が給水装置工事及び修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）工事を施行する場合において、家屋その他の工作物を損傷したときは、管理者が必要があると認める補修をするほか、市は、これを原形に復する責めを負わない。

(平10水道部規程 1・平12水道部規程 5・一部改正)

第27条 削除

第4章 給水，料金の納期限等

(給水装置所有権の変更)

第28条 給水装置の所有権を売買，相続その他の理由によって取得した者は，前所有者の当該給水装置所有に係る権利義務を継承したものとみなす。

(平25水道部規程 4・一部改正)

(土地又は家屋への立入)

第29条 水道係員は，給水装置の検査若しくは工事，使用水量の計量又は停水処分のため，日出から日没までの間に，当該給水装置の設置してある土地又は家屋に立ち入ることがある。ただし，急施を要する場合は，日没後に至ることがある。

2 前項に規定する職務に従事中の水道係員は，係員であることの証票を携帯しなければならない。

(私設消火栓の封かん)

第30条 私設消火栓は，管理者が封かんする。

(集合住宅等への給水)

第31条 集合住宅等において給水装置が世帯別引込みとなっていないときは，当該給水装置は，1世帯の専用給水装置とみなす。

2 受水槽から給水している集合住宅等において，受水槽以下の装置が世帯別引込みになっており，次の各号に掲げる要件を備え，かつ，指定工事業者が施行した当該装置については，給水装置に準じて取り扱うことができる。

(1) 汚染防止，逆流防止，衝撃防止，凍結防止，排気等の必要な措置が講じられていること。

(2) 量水器の性能及び計量に支障を及ぼさないものであること。

(3) 量水器の設置，取替作業等に支障を及ぼさないものであること。

(平7水道部規程 3・平10水道部規程 1・平14水道部規程 2・平14水道部規程 7・一部改正)

(集合住宅等における料金算定の特例)

第31条の2 前条の集合住宅等以外の集合住宅（居住のみを目的とする2以上の世帯をもって構成し，かつ，水道の装置が世帯別引込みになっている建築物をいう。）において使用する水道で，1個の

量水器により使用水量を計量する場合の水道料金は、世帯別引込給水管の口径に応じ、条例第22条の表（以下「料金表」という。）を適用して得られる基本料金に当該集合住宅の世帯数を乗じて得た額と基本水量（6立方メートルに世帯数を乗じて得た水量）を超える水量に料金表の従量料金の欄の水量区分による料金を乗じて得た額との合計額とする。

（平26水道部規程 1 ・ 一部改正）

（集合住宅等における料金適用の申請）

第31条の3 前条の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

（毎月検針）

第32条 条例第23条第2項の規定による毎月検針は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 量水器の口径が40ミリメートル以上の場合
- (2) 同一使用者が同一敷地内に毎月検針と隔月検針扱いの量水器を併用している場合
- (3) 管理者が特に必要があると認める場合

（平26水道部規程 1 ・ 一部改正）

（使用水量の認定）

第33条 条例第24条第1号及び第3号に規定する場合の使用水量の認定は、隔月検針にあつては当該月の前4カ月分の使用水量の平均又は前年同期の使用水量、毎月検針にあつては当該月の前3カ月分の使用水量の平均又は前年同期の使用水量を基準とし、同条第4号に規定する場合の使用水量は、使用する各世帯均等とみなす。

第34条 削除

（平12水道部規程 2）

（料金等の納期限）

第35条 水道料金、手数料及び工事費の納期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 集金の方法による場合は、集金の日とする。
- (2) 納入通知書の方法による場合は、納入通知書の発行の日から10日以内とする。

（督促）

第35条の2 前条各号の納期限までに水道料金を納入しない者に対して督促状を発した場合においては、発行に係る実費相当額として督促状1通につき100円を徴収する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りではない。

（切り離した給水装置）

第36条 条例第33条の規定によって給水装置を切り離した場合において、当該給水装置の盗難又は滅失のおそれのあるときは、市は、その材料を保管することができる。

第4章の2 簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等

（平14水道部規程 7 ・ 追加）

第36条の2 簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、水戸市安全な飲料水の確保に関する条例施行規則（平成26年水戸市規則第8号）に定める管理基準に基づいた管理及びその管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

（平14水道部規程7・追加，平16水道部規程5・平26水道部規程1・一部改正）

第5章 指定工事業者

（平10水道部規程1・改称）

（指定の審査）

第37条 管理者は、法第25条の2第1項に規定する申請を受けたときは、これを審査し、その結果を通知するものとする。

（平10水道部規程1・全改）

（指定工事業者証の交付等）

第38条 管理者は、法第25条の3第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新を行ったときは、速やかに指定工事業者に水戸市指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、法第25条の3の2第1項の規定により法第25条の3第1項の指定の効力を失ったとき、又は法第25条の11の規定による指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は次条の規定による指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

（平10水道部規程1・全改，平26水道部規程1・一部改正）

（指定の停止）

第39条 管理者は、指定工事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当する場合で、特別の事情があると認めるときは、指定の取消しに替えて、1年を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

（平10水道部規程1・全改，平26水道部規程1・一部改正）

（指定等の公示）

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、そのつど公示するものとする。

(1) 法第16条の2第1項の規定により指定工事業者を指定したとき。

(2) 法第25条の7の規定により指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。

(3) 法第25条の11の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。

(4) 前条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(平10水道部規程 1・全改, 平26水道部規程 1・一部改正)

第6章 雑則

(平10水道部規程 1・全改)

(様式)

第41条 条例を施行するために必要な様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 標識 様式第1号
- (2) 給水装置新設, 改造, 撤去申込書 様式第2号
- (3) 給水装置台帳 様式第3号
- (4) 水道使用開始申込書 様式第4号
- (5) 水道使用中止届 様式第4号の2
- (6) 給水装置代理人(総代人)届 様式第5号
- (7) 給水装置所有者変更届 様式第6号
- (8) 水道使用者等変更届 様式第7号
- (9) 水道使用水量等のお知らせ 様式第9号
- (10) 修繕工事受付及び処理票 様式第10号
- (11) 給水装置工事工程表 様式第11号
- (12) 指定給水装置工事事業者証 様式第12号

(平10水道部規程 1・全改, 平16水道部規程 5・平17水道部規程 9・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(平17水道部規程 2・一部改正)

(経過措置)

- 2 この規程施行の際、第32条第2項の規定に該当するもので量水器が設置されていない場合の取り扱いは、なお従前の例による。

(平17水道部規程 2・一部改正)

- 3 この規程施行の際、改正前の規定によりなされた処分又は手続は、それぞれ改正後の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

- 4 東茨城郡内原町編入の際現に法第16条の2第1項の規定により旧内原町長の指定を受けている指定給水装置工事事業者は、同項の規定により管理者の指定を受けた指定工事事業者とみなす。

(平17水道部規程 2・全改)

- 5 前項の規定により指定を受けたとみなされる指定工事事業者に対し、東茨城郡内原町編入の日前に、旧内原町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年内原町告示第20号)の規定によりなされ

た指定工事業者証の交付，指定の停止及び指定等の公示は，この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(中略)

付 則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

様式第1号(第41条関係)



様式第2号(第41条関係)

給水装置新設、改造、撤去申込書

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

課 長	課長補佐	係 長	係 員	受付印

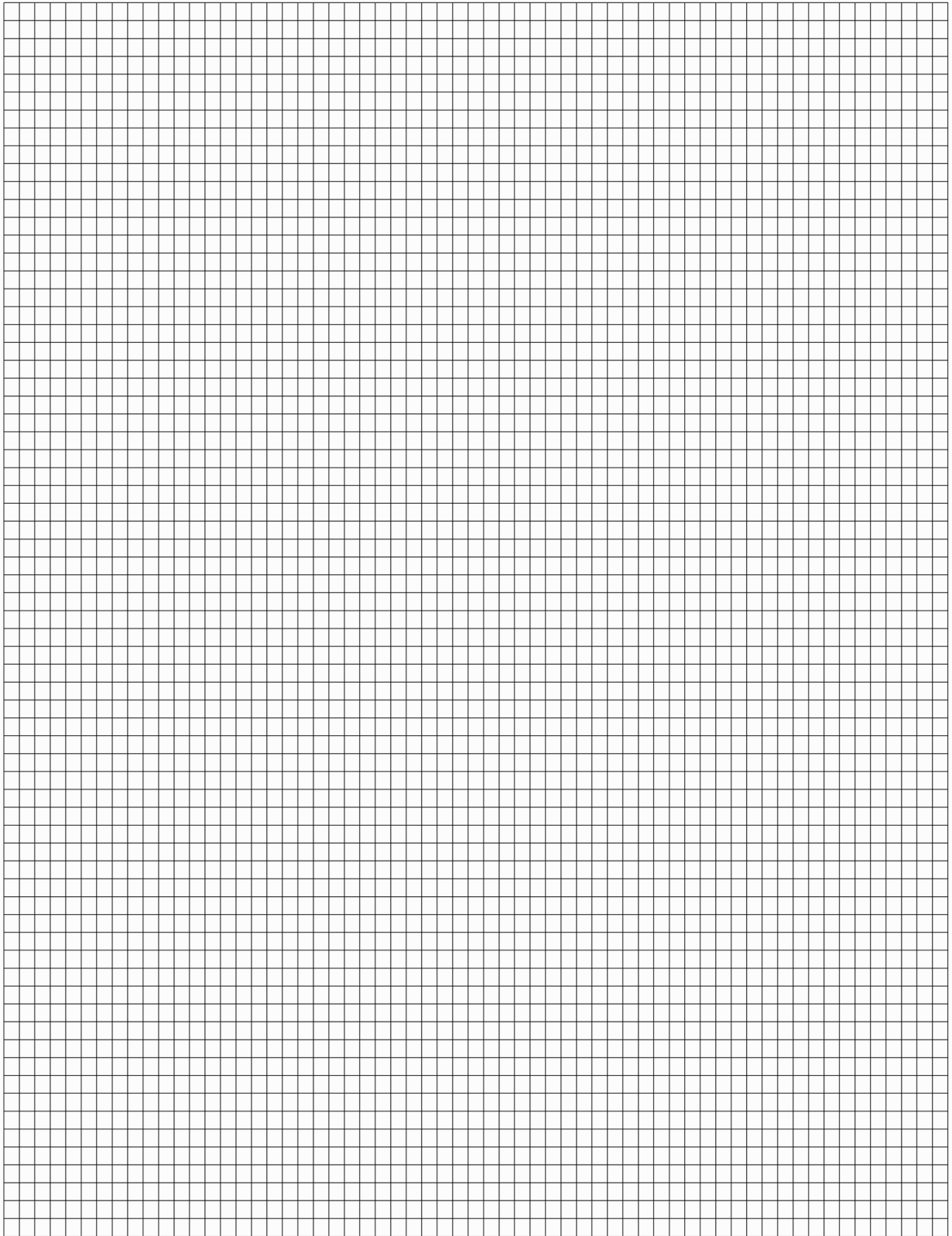
装 置 場 所	水戸市	丁目 番 号 町 番地	
給水装置種別番号	専	第 号	
申 込 者 (所 有 者)	水戸市	丁目 番 号 町 番地	印
代 理 人	水戸市	丁目 番 号 町 番地	印
委 任 状			
私(申込者)は、本給水装置工事の申込み及び費用納入に関し、下記の者に委任します。			
水戸市 丁目 番 号 町 番地			
印			
施 工 承 諾 申 込 書			
上記給水装置工事については、自己材料をもって施行したいので承認願います。			
指定工事業者 水戸市 丁目 番 号 町 番地			
印			
注意 1 本工事について利害関係人のあるときは、給水装置台帳に承諾を受けてください。後日利害関係人その他の者から異議が生じて、市は、その責任を負いません。			
2 給水装置を撤去する場合に、その装置から他の利用者へ支分しているときは、関係者へ通知してください。			
3 あなたの給水装置が国県市道を占有する場合は、納金後道路法第32条により道路管理者宛てに占有及び掘削許可申請をし、同法第36条の許可後に施行しますので、占有許可に要する期間については、あらかじめ猶予願います。			
4 貯水槽水道を設置する場合には、事前に布設工事届等を提出願います。			

年 月 日 第 号	工事別	設 計 審 査 手 数 料	円
申込者 代納人	新・改・撤	工事完成検査手数料	円
		路 面 復 旧 費	円
		加 入 金	円
		断 水 費	円
		夜 間 立 会 費	円
		道 路 占 用 申 請 費	円

様式第3号(第41条関係)

	完 成	課長	課長補佐	係長	員	工事完成検査	設計	課長	課長補佐	係長	設計審査	
給水装置台帳												
新設・改造・撤去						専用栓第号						
給水装置場所		水戸市		丁目	番地	受付	年月日		年		月	日
フリガナ					号	建築確認	年月日		.		.	栓数個
給水装置所有者 (自筆署名)		TEL		印		設計	.		.	工事完成	番号	
指定工事業者 (指定第号) 主任技術者 (登録第号)				印		審査	.		.	図面提出	.	
売買	年月日	水戸市		丁目	番地	市納付金	設計審査手数料		円		印	工事承認
	年月日	水戸市		丁目	番地		工事完成検査手数料		円			
	年月日	水戸市		丁目	番地		加入金		円			
	年月日	水戸市		丁目	番地		断水費		円			
相続	年月日	水戸市		丁目	番地	夜間立会費		円				
	年月日	水戸市		丁目	番地	道路占用申請費		円				
贈与	年月日	水戸市		丁目	番地	納入年月日		年月日				
	年月日	水戸市		丁目	番地	道路占用許可	年月日		国・県道市道		発番第号指令許可第号	
＊申込者にお願い						専用栓第号						
1 この工事について、第三者などから苦情が発生した場合には、申し込まれた方が直接その方と話し合いの上、解決してください。						支分		専用栓第号		専用栓第号		
2 この工事の内容については、指定工事業者に確認をお取りください。 また、この工事は completion後1年間の保証期間があります。 (ただし、指定工事業者の責によらない場合を除く。)						本栓所有者		第号		第号		
給水装置材料指示報告						共有管所有者		氏名		氏名		
この工事について、給水装置の材料は私が下記のとおり主任技術者に指示し、施工させますので報告します。						氏名		氏名		氏名		
施工場所						品目		形状寸法		設計数量		完成数量
1 屋内配管						サドル付分水栓						
2 屋外配管						ボール式乙型止水栓						
3 埋設配管						逆流防止バルブ(A伸付)						
4 他の配管						ポリエチレン管						
住所						逆止弁付ボール式止水栓						
申込者						ライニング鋼管						
T E L						フレキシブル継手						
主任技術者名						量水器（貸与）						
給水装置工事(完了検査)報告						市返納量水器						
水戸市給水装置工事(完了検査基準)に定めた検査項目の全てに合格していることを報告します。						位置図						
主任技術者氏名												
登録第号												
完了検査日												
備考												
3・4・5階建直結						有無						
受水槽設置						有無						
口径						mm						
有効容量						m³						
念書						有無						
自家水(井戸水)						有無						

(裏 面)



道路部分の増設の深さ

メートル

様式第4号(第41条関係)

水道使用開始申込書

届出年月日	年 月 日
-------	-------

水戸市上下水道事業管理者 様

受付

お客様番号		—	
水道使用場所 (給水装置場所)		水戸市 (アパート名)棟 号	
使用開始年月日		年 月 日	
使用者	(フリガナ) 氏 名		
	電 話	使用人数	人
	携帯電話		
※水戸市内から水戸市内への転居で、今まで水道料金を口座振替していたお客様が、今後も継続して口座振替を希望される場合に、以下に前住所を記入してください。			
前住所		前お客様番号	
水道使用場所以外の住所へ納入通知書の送付を希望する場合は、記入してください。			
納入者	住 所	〒 (アパート名)棟 号	
	(フリガナ) 氏 名		
	電 話		
	携帯電話		
用 途 内 容 (該当番号に○をして下さい。)		00 一般家庭 10 家事兼営業 20 官公署 30 市 31 保育所 32 学校 40 病院 50 事務所 60 デパート・百貨店 70 営業 80 雑貨店 81 魚屋 82 クリーニング 83 豆腐店等 84 理髪店 85 美容室 90 工場	
水戸市上下水道事業管理者 様 誓 約 書 水道料金を納期限内に納入しないときは、給水の停止を受けても異議はありません。 水戸市水道事業給水条例及び水戸市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに同意し、同条例及び同規程を遵守します。 また、この水道の使用に関し、給水装置所有者(又は代理人)から異議の申立てがあった場合は、私が全ての責任を負い、市に御迷惑はおかけいたしません。 年 月 日 使用者 印			

量水器	口 径	番 号	指 針	取 付 日
	mm		m ³	年 月 日

様式第4号の2(第41条関係)

水 道 使 用 中 止 届

届出年月日	年 月 日
-------	-------

水戸市上下水道事業管理者 様

		受 付	
お客様番号		—	
水道使用場所 (給水装置場所)		水戸市 (アパート名)棟 号	
使用中止年月日		年 月 日	
使用者	(フリガナ) 氏 名		
転出先	住 所	〒 (アパート名)棟 号	
	(フリガナ) 氏 名		
	電 話 (携帯電話も可)		
精算方法 (ア)(イ)(ウ)(エ) から選択し、□に チェックしてくだ さい。	☐ (ア)口座振替	現在までの水道料金口座振替の口座から精算をします。 [口座振替日(毎月26日)が定まっていますので、精算に1カ月程度かかる場合があります。]	
	☐ (イ)納入通知書送付	納入通知書を送付しますので、金融機関、コンビニエンスストア、水戸市役所内上下水道料金窓口等でお支払いをさせていただいて、精算をします。	
	☐ (ウ)集金	現在までの水道使用場所(給水装置場所)へ集金にお伺いして精算をします。	
	☐ (エ)クレジットカード	現在、登録されているクレジットカードから精算します。	

【(ア)又は(エ)を選択した場合は、以下の記入は必要ありません。】

【(イ)を選択した場合に記入してください。ただし、送付先が転出先と同じ場合は、記入の必要はありません。】

送付先	住 所	〒 (アパート名)棟 号	
	(フリガナ) 氏 名		
	電 話 (携帯電話も可)		

【(ウ)を選択した場合に記入してください。】

集金年月日	年 月 日
集金時間帯(どちらかを選択し、□に チェックしてください。)	☐ 午前 (9時～12時) ☐ 午後 (1時～5時)

様式第5号(第41条関係)

給水装置代理人(総代人)届

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

課 長	係 長	係

給 水 装 置 場 所		水戸市
給 水 装 置 種 別 番 号		
給水装置所有者	住所	
	氏名	印
選定，変更した 代理人(総代人)	住所	
	氏名	印
変更前の代理人 (総代人)	住所	
	氏名	印

様式第6号(第41条関係)

給水装置所有者変更届

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

課 長	係 長	係

給 水 装 置 場 所		水戸市	
給 水 装 置 種 別 番 号			
変 更 事 由		相 続, 贈 与, 売 買	
新 所 有 者	住 所		
	氏 名	印	
変更前の所有者	住 所		
	氏 名	印	
代 理 人	住 所		
	氏 名		

※ 変更事由が相続の場合は、相続人であることを証明できる書類を添付してください。

※ 変更事由が贈与、売買による場合は、印鑑証明書又は所有権を証明できる書類を添付してください。

様式第7号(第41条関係)

水道使用者等変更届

届出年月日	年	月	日
-------	---	---	---

水戸市上下水道事業管理者様

		受付
お客様番号	—	
水道使用場所 (給水装置場所)	水戸市 (アパート名)棟号	
届出内容 (ア)(イ)から選択して □にチェックしてくだ さい。(複数選択可)	☐ (ア)使用者に関する変更	使用者の住所や氏名に変更があった場合です。
	☐ (イ)納入者に関する変更	納入者の住所や氏名に変更があった場合です。
変更年月日	年 月 日	

【(ア)を選択した場合に記入してください。】

変更前の 使用 者	住 所	〒 (アパート名)棟号		
	(フリガナ) 氏 名			
変更後の 使用 者	住 所	〒 (アパート名)棟号		
	(フリガナ) 氏 名			
	電 話 (携帯電話も可)		使用人数	人

【(イ)を選択した場合に記入してください。】

変更前の 納 入 者	住 所	〒 (アパート名)棟号		
	(フリガナ) 氏 名			
変更後の 納 入 者	住 所	〒 (アパート名)棟号		
	(フリガナ) 氏 名			
	電 話 (携帯電話も可)			

水戸市上下水道事業管理者様	
誓 約 書	
水道料金を納期限内に納入しないときは、給水の停止を受けても異議はありません。	
また、この水道の使用に関し、給水装置所有者(又は代理人)から異議の申立てがあった場合は、私が全ての責任を負い、市に御迷惑はおかけいたしません。	
年 月 日	印
使用者	

(一般・クレジット用)

水道使用水量等のお知らせ		お客様番号	
		請求年月	
		使用期間	
		口径	
		メータ番号	
		用途	
指針及び水量		今回請求予定金額	
今回指針	m ³	水道料金	円
前回指針	m ³	(内消費税等)	円
使用水量	m ³	下水道使用料	円
メータ交換時水量	m ³	(内消費税等)	円
今回ご使用水量	m ³	請求予定額	円
前回水量	m ³		
前々回水量	m ³		
通信欄			
		検針日	検針員

様式第10号(第41条関係)

No. _____

修繕工事受付及び処理票

			主管課			受付		
			課長		係長		係	

受付年月日		年 月 日 午 前 後 時 分				処 理 所 要	年月日	年 月 日		施工者
申 込 者	住 所	町 丁目 番 号					開始	時 分		
	氏 名	印 電 話 ()					終了	時 分		
							時間 分			
整 理 番 号		管区	号	番	枝番	水栓番号	修繕概要			
修 繕 申 込 内 容	漏水 個 所 及 び 状 況	1 水栓 2 立上り 3 地下 4 量水器 5 止水 6 路面 7 外傷 8 その他								
		1 給水管 2 配水補助管 3 配水管 4 仕切弁 5 その他								
		1 国道 2 県道 3 市道 4 私道 5 宅地 6 その他								
		1 土 2 砂利 3 アスファルト 4 コンクリート 5 平板 6 その他								
請 求 先										
調 定 年 月 日		年 月 日		調定 番号				印		

(裏面)

漏水状況										修繕費内訳					
原因 形態	腐 蝕	沈 下	凍 結	外 傷	そ の 他					品名	形状	数量	単位	単価	金額
														円	円
折損															
穴アキ															
亀裂															
抜け															
パッキン															
管種・口径		鋳	石	鋼	鉛	ビ	ポ								
埋設深		管	継	管	継	管	継	管	継	管	継	管	継	管	継
配・補・給															
mm															
量水器取替										材料費計	円				
										労務費	材料費	諸経費	計(税抜)		
										時間分					
区分	口径	種別	量水器番号				指針			円	円	円	円		
取付	mm											消費税及び 地方消費税	修理費		
取外	mm											円	円		

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者 様

指定工事業者名

給 水 装 置 工 事 工 程 表

下記のとおり、工程表を提出いたします。

記

1 工 事 場 所 水戸市

2 工 事 申 込 者

3 工 種 新設・改造・撤去

4 着工予定年月日 年 月 日

5 完了予定年月日 年 月 日

区 分	検 査	日 時
検 査 立会日	月 日	午 前 後 時
再検査 立会人	月 日	午 前 後 時

検 査 復 命 書	決	課 長	補 佐	係 長	検 査 員	受 付
	裁					

検 査 日 年 月 日

検査事項

1 工事完成届との照合

2 使用材料の確認

3 施工技術

4 埋設深さ

5 水圧テスト

6 路面復旧の状態

7 工事標識等

8 主任技術者立会の有無

9 その他特記事項

適

適

ABC

適

合 格

適

適

有

再検査指示事項

不 適()

不 適()

不 適()

不 適()

不合格()

不 適()

不 適()

無 ()

場 所 案 内

様式第12号(第41条関係)

水戸市指定給水装置工事事業者証

指 定 番 号 第 号

住 所

事 業 所 名

代 表 者 名

上記の事業所を水戸市指定給水装置工事事業者として、指定したことを証します。

年 月 日

水戸市上下水道事業管理者